工聯傘ゐゐ日勞方本部ニ對シ一部ノ者ニ對スル取扱ノ不當
ヶ所ニ應ジ組合ノ統一ヲ期スル爲メ組合ノ統制ヲ計ルベク
ノ如キ者ハ組合ノ統制ヲ亂ス者トシテ除名ヲ斷行スル旨
通告シ來リ爲メ組合ハ二派ニ分裂シ抗爭ヲ續ケツヽアリ
尚ホ同社ハ從來ノ組合ヲ解散シ新ニ組織セントシツヽア
ル旨傳ヘラレ居レリ

◎爭議ノ原因

一、賃銀增加ニ關スル件

大正十四年度賃銀增加ニ關シ組合側ヨリ左ノ如キ要求ヲ爲シ
タルニ對シ會社側ハ之ヲ拒絶シ爲メ爭議ヲ惹起スルニ至レリ

一、賃銀增加ニ關スル件

組合側ノ要求

一、日給ヲ一圓ニ對シ一割ノ增加ヲ爲スコト

一、一般最低日給額ヲ金一圓廿錢ニ增加スルコト

一、臨時雇傭一ケ月經過後ハ本雇ニ編入スルコト

一、事業ノ都合上ノ解雇ニ對シ豫メ一週間ノ豫告ヲ爲スコト

一、臨時休業ノ日給ハ支給スルコト

一、每月皆勤賞與ヲ設定シ日給四日分ヲ支給スルコト

一、定期昇給ヲ年二回ニ實施スルコト

一、衞生設備ノ完成ヲ圖ルコト

一、不良幹部ノ撤廢ヲ圖ルコト

一、共濟會ハ職工ノ管理ニ委スルコト

一、解雇退職手當ヲ制定スルコト

等ハ之ヲ聞傳ヘテ如何ニ誤解シタルカ十八日工場委員ヲ介シ左ノ
歎願書ヲ提出シテ廿一日正午迄ニ回答ヲ要求シタ

歎願書

一、請取制度ノ撤廢

一、一般最底日給額（一圓廿錢）五割昇給

一、臨時雇傭一ケ月經過後ハ本雇ニ編入スルコト

一、事業ノ都合上ノ解雇反對

一、臨時休業ノ日給支給及臨時休業勤務ノ日給二日支給

一、每月皆勤賞與設定日給四日分

一、定期昇給（最低五錢）年二回

一、衞生設備ノ完成

一、不良幹部ノ撤廢

一、共濟會ハ職工ノ管理ニスルコト

一、解雇退職手當制定